

第 76 回国民体育大会 宿泊基本方針

第 76 回国民体育大会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、次の方針に基づき実施する。

1 宿 舎

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として、会場地市町内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行うホテル、旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。
- (2) 会場地市町内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情を踏まえて、関係機関、団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等及び近隣市町の旅館を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上及び安全対策上等に支障があると認められる宿舎は利用しない。

2 配 宿

- (1) 選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、会場地市町が行う。ただし、近隣市町（原則として県内）の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と会場地市町が協議して行う。
- (2) 選手・監督が十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため、以下のことに配慮し、配宿を行う。
 - ① 選手・監督の宿舎は、都道府県、競技、競技種別及び男女の別を考慮する。
 - ② 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督の宿舎とは別にする。

3 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、旅館等の関係団体と協議のうえ、公益財団法人日本体育協会において決定する。

4 食 事

大会参加者に提供する食事は、三重県特産の食材を取り入れた郷土色豊かなもので、安全安心で栄養バランスがよいものを提供する。